

浜田市告示第 28 号

浜田市農作物等獣被害防止対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市農作物等獣被害防止対策事業補助金交付要綱の一部を改正する
告示

浜田市農作物等獣被害防止対策事業補助金交付要綱（平成 18 年浜田市告示第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表防護柵の部中「電気柵」を「電気柵」に改め、「有刺鉄線」を削り、同部農業者又は農業者で組織する団体の項中「更新する場合」の次に「(当該既設の防護柵に対し、複合柵として他の防護柵を設置する場合（以下「複合柵を設置する場合」という。）を含む。）」を、「いないこと。」の次に「ただし、複合柵を設置する場合については、この限りでない。」を加え、「2 万円」を「3 万円」に、「5 万円」を「8 万円」に、「3 万円」を「4 万円」に改め、同部の次に次のように加える。

電気柵の維持管理等の省力化設備	農業者又は農業者で組織する団体	防護の対象となる農業用地において生産された農産物等の出荷の実績があること。	資材購入費の 1/2 以内（限度額 8 万円）
	蜜蜂の飼育を行う者	島根県知事に養蜂振興法第 3 条第 1 項の規定による届出をしている場所に設置すること。	

別表捕獲器の項中「8 万円」を「5 万円」に改める。

様式第 1 号及び様式第 3 号中

「

防護柵					a	m	円
-----	--	--	--	--	---	---	---

を

」

「

防護柵					a	m	円
電気柵の維持管理等の省力化設備					a	基	円

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。